

令和 7 年一宮市議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

3 月 2 4 日 (月曜日) 午前 9 時 3 0 分 開議

- 1 議案第 1 号 令和 7 年度愛知県一宮市一般会計予算
- 2 議案第 2 号 令和 7 年度愛知県一宮市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3 号 令和 7 年度愛知県一宮市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 4 議案第 4 号 令和 7 年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5 号 令和 7 年度愛知県一宮市公共駐車場事業特別会計予算
- 6 議案第 6 号 令和 7 年度愛知県一宮市外崎土地地区画整理事業特別会計予算
- 7 議案第 7 号 令和 7 年度愛知県一宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 8 議案第 8 号 令和 7 年度愛知県一宮市病院事業会計予算
- 9 議案第 9 号 令和 7 年度愛知県一宮市水道事業会計予算
- 10 議案第 10 号 令和 7 年度愛知県一宮市下水道事業会計予算
- 11 議案第 11 号 令和 6 年度愛知県一宮市一般会計補正予算
- 12 議案第 12 号 令和 6 年度愛知県一宮市介護保険事業特別会計補正予算
- 13 議案第 13 号 令和 6 年度愛知県一宮市外崎土地地区画整理事業特別会計補正予算
- 14 議案第 14 号 令和 6 年度愛知県一宮市水道事業会計補正予算
- 15 議案第 15 号 令和 6 年度愛知県一宮市下水道事業会計補正予算
- 16 議案第 16 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部改正について
- 17 議案第 17 号 一宮市職員定数条例の一部改正について
- 18 議案第 18 号 一宮市職員等のハラスメント防止に関する条例の制定について
- 19 議案第 19 号 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 20 議案第 20 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 21 議案第 21 号 一宮市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 22 議案第 22 号 一宮市職員旅費額条例の一部改正について
- 23 議案第 23 号 一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 24 議案第 24 号 一宮市手数料条例の一部改正について
- 25 議案第 25 号 一宮市民生委員定数条例の一部改正について
- 26 議案第 26 号 一宮市保育所条例等の一部改正について
- 27 議案第 27 号 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 28 議案第 28 号 一宮市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 29 議案第29号 一宮市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 30 議案第30号 一宮市火災被災者用緊急避難所の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 31 議案第31号 一宮市公衆浴場法施行条例の一部改正について
- 32 議案第32号 一宮市歯と口の健康づくり推進条例の一部改正について
- 33 議案第33号 一宮市国民健康保険税条例の一部改正について
- 34 議案第34号 一宮市斎場条例の一部改正について
- 35 議案第35号 展望塔の管理及び運営に関する条例の一部改正について
- 36 議案第36号 一宮市テニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 37 議案第37号 一宮市市民会館条例及び一宮市木曽川文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 38 議案第38号 アイプラザ一宮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 39 議案第39号 一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 40 議案第40号 多加木公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
- 41 議案第41号 三ツ井公園流域貯留施設築造工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について
- 42 議案第42号 実験台及びドラフトチャンバーの売買契約の締結について
- 43 議案第43号 高速液体クロマトグラフ質量分析計の売買契約の締結について
- 44 議案第44号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 45 議案第45号 包括外部監査契約の締結について
- 46 議案第46号 市道路線の廃止及び認定について
- 47 議案第47号 令和6年度愛知県一宮市病院事業会計補正予算
- 48 委員会提出議案第1号 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 49 継続審査について
- 50 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 51 常任委員会の閉会中継続調査事項の変更について

委員会提出議案第1号

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 渡 辺 之 良

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整理を行うため、会議規則第13条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年一宮市条例第19号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業等管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第8項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す	(定義) 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業等管理者、病院事業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、<u>法第2条第9項</u>に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す

ることについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3・4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】	ることについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3・4 略 5 略 【別記 参照】
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

改正案

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定

		個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

一宮市議会

議長 竹 山 聡 様

福祉健康委員会

委員長 東 渕 正 人

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会審査中の事件のうち、下記事件については閉会中もなお継続審査すべきものと決しましたので申し出ます。

記

- 1 請願書第 8 号 健康保険証廃止の中止に関する件

令和 7 年 3 月 2 4 日

一宮市議会議長 竹 山 聡 様

総務委員長 本 山 廣 次

総務委員会閉会中継続調査事項の変更について

令和 5 年 5 月 1 6 日に議決された本委員会の閉会中継続調査事項について、
令和 7 年 4 月 1 日から、下記のとおり変更すべきものと決しましたので申し出
ます。

記

- | | |
|-----|-------------------------|
| 変更前 | 1 総合政策部の行政について |
| | 2 総務部の行政について |
| | 3 財務部の行政について |
| | 4 会計課の行政について |
| | 5 消防本部及び消防署の行政について |
| | 6 議会事務局の行政について |
| | 7 その他の委員会の所管に属さない行政について |
| 変更後 | 1 総合政策部の行政について |
| | 2 総務部の行政について |
| | 3 財務部の行政について |
| | 4 会計課の行政について |
| | 5 消防本部及び消防署の行政について |
| | 6 議会局の行政について |
| | 7 その他の委員会の所管に属さない行政について |